

川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護
予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条
例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 2 4 号

川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定
介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等
に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護
予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条
例（平成２４年川崎市条例第８３号）の一部を次のように改正する。

第１３２条第１項、第１６９条第１項及び第１７６条第１項中「栄養士」の
次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。